

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 211 回国会法律案等 N A V I 「防衛省設置法一部改正法案」
著者 / 所属	奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455 号
刊行日	2023-4-14
頁	51-53
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

防衛省設置法一部改正法案

1. 国家安全保障戦略等三文書の策定と本法律案の提出

2022年12月16日、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の三文書が国家安全保障会議及び閣議において決定された。このうち「国家防衛戦略」においては、「防衛力の抜本的強化の実現に資する形で、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、自衛隊の組織定員と装備の最適化を実施する」との方針が示されている。

上述の三文書に掲げられた防衛力の抜本的強化の方針等を具体化するため、2023年2月10日、自衛官定数の変更（2.）、地方防衛局の所掌事務の追加（3.）等を内容とする「防衛省設置法の一部を改正する法律案」（閣法第19号）（以下「本法律案」という。）が提出された。

2. 自衛官定数の変更

自衛官の定数は、防衛省設置法第6条において、陸上自衛隊の自衛官（陸上自衛官）、海上自衛隊の自衛官（海上自衛官）、航空自衛隊の自衛官（航空自衛官）並びに自衛隊法第21条の2第1項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官・海上自衛官・航空自衛官のほか、統合幕僚監部、情報本部、内部部局及び防衛装備庁に所属する陸上自衛官・海上自衛官・航空自衛官を加えた総計が定められている。

本法律案においては、防衛省設置法第6条を改正し、自衛官の定数について、陸上自衛隊150,245人（255人減）、海上自衛隊45,414人（121人増）、航空自衛隊46,976人（18人減）、陸海空の共同の部隊1,732人（144人増）、統合幕僚監部394人（8人増）、情報本部1,936人（増減なし）、内部部局50人（増減なし）、防衛装備庁407人（増減なし）とすることとしている。なお、「防衛力整備計画」において、「2027年度末までは、自衛官の定数の総計を増やさず、所要の施策を講じることで、必要な人員を確保する」とされており、自衛官定数の総計（247,154人）に変更はない。

「防衛力整備計画」においては、組織全体としてサイバー領域の能力を強化するため、「2027年度を目途に、自衛隊サイバー防衛隊等のサイバー関連部隊を約4,000人に拡充」することとされており、本法律案による自衛官定数の変更により、陸海空の共同の部隊において増員される自衛官（144人）は、2022年3月に新編された自衛隊サイバー防衛隊¹の体制強化に充てられる。また、「防衛力整備計画」においては、「我が国の防空能力強化のため、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦を整備する」とされてお

¹ サイバー攻撃などへの対処を行うほか、陸海空自衛隊のサイバー関連部隊に対する訓練支援や防衛省・自衛隊の共通ネットワークである防衛情報通信基盤の管理・運用などを担う。

り²、本法律案によって増員される海上自衛官（121人）は、このイージス・システム搭載艦の導入に伴う体制整備に充てられる³。さらに、統合幕僚監部について、米軍との連絡調整の円滑化、統合運用による円滑な任務遂行、サイバーに係る諸外国との演習の実施に向けた体制強化等のために人員が増員される。

3. 日米間の相互政府品質管理に係る枠組みの導入に向けた取組

（1）FMSの概要と本法律案の提出に至る背景

有償援助（FMS：Foreign Military Sales）は、米国の安全保障戦略の一環として、同盟国等の米国政府が認める武器輸出適格国に限って防衛装備品や役務の提供を有償で行うものであり、日本は、1956年以降、FMS調達による装備品の取得等を行っている。FMS調達を活用すれば、一般輸入では入手できない機密性の高い装備品や、米国のみ製造可能な最新鋭の装備品を調達することが可能であり、価格についても、米国内企業との豊富な契約実績を持つ米国政府が契約交渉を行うことに加え、米国等との共同購入によるスケールメリットによって、日本が独自に交渉するよりも価格の低減が期待できるとされる。

他方、会計検査院が参議院決算委員会からの要請（2018年6月）を受けて実施した検査の結果に関する報告書（2019年10月）においては、FMS調達における課題として、品質保証・検査等の経費に充てるために付加される手数料である契約管理費の減免を米国から受けていない状況⁴、出荷予定時期を超過しても防衛装備品等の納入が完了していない状況、防衛装備品等は納入されたが精算が完了していないことなどにより未精算額が多額に上っている状況、調達した防衛装備品が物品管理簿に記録されていない事態、日本に返還可能な資金の返済請求を行っていない事態などが指摘された。このうち、契約管理費の減免について、防衛省は、2016年にFMS調達に関する米国との意見交換において米側から説明があり初めて認識したが、米国政府が行っている自国の装備品に関する品質管理等と同様の役務を提供できる能力を日本側が有しているか不明であることなどを理由に、当時は担当者レベルにおいて本格的な検討に至らなかった旨説明している⁵。その後、日本政府は、調達額が低減される可能性があるならば検討するとの考えの下、米国政府との間で品質管理の内容や負担すべき役務の内容等について意見交換を行い、2022年12月、日米間の相互政府品質管理に係る枠組みについて基本的合意に至った。

こうした背景に加え、「防衛力整備計画」においても、FMS調達する装備品について、「合理化・効率化に努める」こととされており、本法律案に相互政府品質管理に係る規定

² イージス・システム搭載艦は、2020年12月18日の国家安全保障会議及び閣議の決定により、陸上配備型イージス・システムに替えて整備することとされたものであり、防衛省『我が国の防衛と予算 令和5年度予算の概要』によると、ロフテッド軌道や同時複数の弾道ミサイルに対応した高度な弾道ミサイル迎撃能力及び極超音速滑空兵器（HGV）等に対応する拡張性を有するものとされる。

³ 2027年度に1隻目、2028年度に2隻目の就役が目標とされているイージス・システム搭載艦に係る要員を確保する。なお、イージス・システム搭載艦導入に伴う2023年度の増員所要は140人であるが、海上自衛隊から共同の部隊や統合幕僚監部に19人が振り替えられ、海上自衛官の定数の純増は121人となる。

⁴ この契約管理費の減免を受ける仕組みを既に米国との間で導入している国は、豪州、イスラエル、韓国、ノルウェー、英国など21か国に上る（2023年2月時点）。

⁵ 第200回国会衆議院安全保障委員会議録第7号7頁（2019.12.5）等

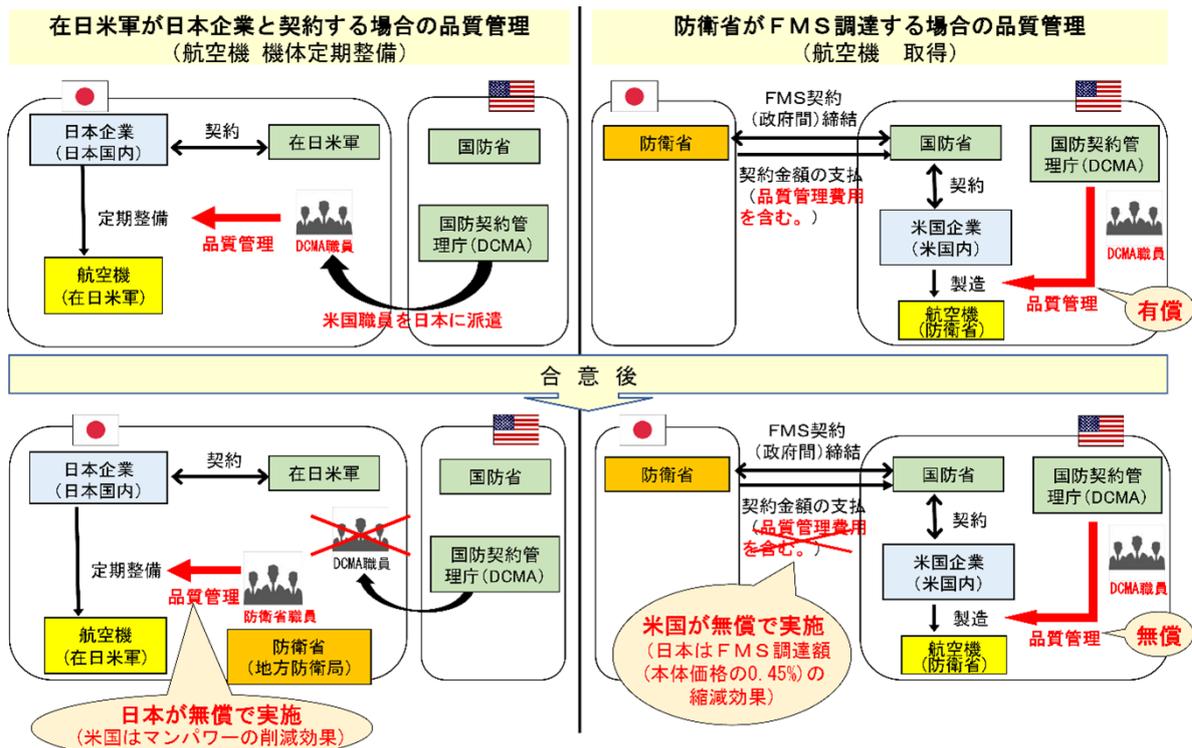
が盛り込まれるに至った。

(2) 本法律案による地方防衛局の所掌事務の追加

本法律案においては、上述の防衛装備品及び役務の調達に係る品質管理業務を日米相互に無償で提供し合う米国国防省との枠組みに基づき、当該品質管理業務を実施することができるよう、地方防衛局の所掌事務を規定する防衛省設置法第31条第2項第1号に「国際協力に関すること」を追加することとしている。日米間の相互政府品質管理に係る枠組みにおいては、米国が日本国内で装備品等を調達する場合や航空機の機体定期整備等のために日本企業と契約する場合の品質管理を日本（地方防衛局）が無償で行うこととされている⁶。一方、日本がFMSによって米国から装備品等を調達する際、米国が実施する品質管理に係る契約管理費の減免を受けられるとされている。

この枠組みの導入によって、これまで日本側が負担してきたFMS調達に係る品質管理費である本体価格の0.45%が減免され、FMS調達額の縮減につながるとされている（FMS予算額の過去5か年の平均で試算した場合、毎年度最大約20億円の縮減）。

図表 日米間の相互政府品質管理に係る枠組みのイメージ



(出所) 防衛省資料

おくり まさふみ
(奥利 匡史・外交防衛委員会調査室)

⁶ このための要員として、2023年度予算において、防衛装備庁に2名、地方防衛局に13名の計15名の増員が行われる。